

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第36回）議事録

1 日時 平成28年9月13日(火) 14時00分～14時55分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、
泉本 小夜子、井手 秀樹、谷川 史郎、森川 博之（以上7名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

富永 昌彦（総合通信基盤局長）、巻口 英司（電気通信事業部長）、
秋本 芳徳（総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、
堀内 隆広（事業政策課企画官）、安東 高德（事業政策課調査官）、
藤野 克（料金サービス課長）、三田 一博（データ通信課長）

(4) 事務局

中村 伸之（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

報告事項

- ① 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」について
- ② 戸建て向けF T T H市場の地域別競争状況について
- ③ N T T東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について

開 会

○山内部会長　ただいまから、第36回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますけれども、本日は委員8名のうち7名がご出席ということでございます。定足数を満たしておりますので、ご報告申し上げます。

報告事項

(1)「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」について

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題ですけれども、報告事項が3件となっております。

まず初めに、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」について、この議題を進めます。まずは総務省よりご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○竹村事業政策課長　事業政策課長の竹村でございます。よろしくお願いいたします。

資料36-1をごらんください。「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」についてご説明をいたします。

1ページおめくりください。まず、このガイドラインの概要でございますけれども、このガイドラインは、電気通信事業法の規定に基づき、公益事業特権の利用について認定を受けました電気通信事業者による光ファイバ網の整備を推進するため、平成13年4月に策定されたものでございます。

目的でございますが、認定事業者が電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者といった設備所有者の電柱・管路等を使用する場合の標準的な取扱方法を定めておりまして、使用権に関して当事者間で協議を行う際の目安ですとか、あるいは総務省の認可、裁定の運用基準として機能するものでございます。

ガイドラインの主な内容でございますけれども、例えば電柱・管路等の貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価などに関する規定が置かれてございまして、右のグラフにありますとおり、全国に3,000万本以上置かれております電柱等の貸与時

に適用されるものでございます。

次に、2ページをご覧くださいと思います。ガイドラインの附則第2条の規定におきましては、毎年このガイドラインの見直しについて検討することとされております。このため、総務省では、借り手である認定事業者と貸し手である設備保有者に対して毎年調査を行い、その結果につきましては電気通信事業政策部会にご報告をしているところでございます。

続いて、3ページ目をご覧くださいと思います。平成27年調査の概要でございます。

今回の調査は、昨年11月から今年1月に、借り手である認定事業者と貸し手である電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者を対象としまして、アンケート形式で調査を行ったものでございます。

具体的な調査内容でございますが、①電柱・管路等ガイドラインの見直しに関する意見、②設備の提供、貸与等に関する意見を当事者双方に聞いたものでございます。

資料の下のほうに括弧書きで記載されてございますが、これは昨年の部会でもご報告しておりますけれども、今回の調査におきましては、過年度の調査結果が安定的に推移している状況ですとか、調査対象者の負担を考慮しまして、認定事業者に対する申請・利用等実績の調査と設備保有者に対する設備保有・提供数の調査は見送っております。次回の28年調査ではこれらについても調査を実施した上で、改めて平成29年以降の調査の間隔についても検討を行うこととしてございます。

次に、4ページをご覧ください。ここでは、設備の借り手である認定事業者からの意見の概要とそれに対する総務省の考え方をご紹介いたします。

まず、1番目でございますが、設備の貸与拒否事由について。借り手からの意見として、「ガイドラインでは貸与拒否事由の1つとして『5年以内の期間に電柱の地中化に係る整備計画が明示されていること』と定められているが、その期間を短縮すべき。」という意見がありました。この意見に対する総務省の考え方でございますけれども、事業者によっては、5年以内に地中化計画があっても貸与等が可能となる場合を示している例もあり、引き続き実態把握に努めてまいりたいとしてございます。

2番目の債務保全措置についてでございます。借り手側からの意見として、「設備保有者から一律に連帯保証人の擁立を求められるケースがある。債務保全措置は可否を判

断した上で借り手側が選択できるようにすべき。」という意見でございます。この意見につきましては、昨年のガイドライン改正時に、「経理的基礎を含めた審査を経ている認定事業者に対し、設備の使用に当たって連帯保証人の設定等を求めることについては慎重な対応が必要である。」という旨の考え方を示してございます。なお、設備保有者から聴取したところによりますと、認定事業者に対して債務保全措置の協力を依頼した事実はあるものの、債務保全措置への協力を拒否した場合であっても設備の貸与を拒否するものではないということ聞いてございます。

次に、3番目でございますが、第7条関係、設備の撤去・移転の事前予告についてでございます。借り手側からの意見として、「昨年のガイドライン改正で、設備を撤去・移転する必要がある場合には、認定事業者に対し、速やかにその旨通知する旨の規定を追加したが、通知の具体的な時期を明示してほしい。」という意見がございました。この意見につきましては、設備の状況ですとか撤去・移転工事の内容等に応じて個別具体的な判断が必要であり、ガイドラインで一律に共通化することは困難という考え方を示してございます。

4番目のその他（技術基準の統合・公表）についてでございます。借り手からの意見として、「設備保有者によって異なる技術基準を統合すべき。」という意見がございました。この意見については、例えば電気通信事業用なのか、電気事業用なのか、鉄道用なのかという電柱の設置目的や、適用される法令、設置場所の地理的要因などに応じて個別具体的な判断が求められるため、一律に共通化することは困難という考え方を示してございます。

次に、5ページでございます。ここでは、設備の貸し手である設備保有者からの意見の概要と総務省の考え方をご紹介いたします。

5番目の不要設備の撤去についてでございます。貸し手側からの意見として、「不要設備の撤去について、総務省から認定事業者に対し指導を行うべき。残置された不要設備により生じる損害の補償についても、総務省が介入するための規定を追加すべき。」という意見がございました。この意見につきましては、ガイドラインで定めるように、認定事業者はみずからの設備の撤去について責任を持って対応すべきであり、この点について、昨年のガイドライン改正において、不要設備の撤去も含めた「設備保有者が適正に定めた手続」が認定電気通信事業者の遵守事項である旨を明確にしたところでございます。

6番目、最後に、附則第2条の実態調査の見直しについてでございます。貸し手側からの意見として、「今回実施しなかった設備保有・提供数等に係る調査は廃止すべき。」という意見がございました。この意見については、先ほど3ページでご紹介したとおりのことを記載してございます。

以上、ご紹介しましたとおり、今回の調査における意見の多くは、まずは当事者間で協議をすべき個別具体的な事案に関するものでございます。したがって、全ての認定事業者と設備保有者に適用されるガイドラインに記載する内容としてはなじまないと考えてございまして、今回はガイドラインの改正を行わず、引き続き設備貸与の状況等を注視してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」について、ご質問あるいはご意見ありましたらご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょう。

今お話がありましたように、今回はガイドラインの改正はなしということであります。特によろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、報告事項ということですので、議事を進めさせていただきます。

(2) 戸建て向けF T T H市場の地域別競争状況について

○山内部会長　　次ですけれども、戸建て向けF T T H市場の地域別競争状況について、これを総務省よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○藤野料金サービス課長　　6月の異動で料金サービス課に参りました藤野でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料36-2に沿ってご報告させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目、今般ご報告させていただく内容でございますが、戸建て向けのファイバー・トゥ・ザ・ホームの市場の関係でございます。この戸建て向けと申しますのは、いわゆるシェアドアクセス方式、つまり1本の光ファイバを利用者宅に直結させるというものではなく、最大8本までを、局外で分岐させ、その分岐回線を個々の利用者宅に引き込む形態で提供されております光ファイバのアクセ

ス回線です。この競争状況についてでございます。

今回、これをこちらの審議会へご報告させていただくのは初めてでございますけれども、背景がございます。1ページ目の上半分のところに記載してございますけれども、昨年9月にいただきました「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」というご答申の中で、光ファイバの接続料、それから卸役務として提供される光ファイバ、これの競争状況に関する検証を定期的に行って、その結果をご報告することが適当であるという旨のご答申をいただいたところでございます。

こちらを踏まえまして、1ページ目の中段でございますけれども、3点についてご報告させていただこうと考えております。

①についてでございますけれども、戸建て向けのファイバのサービスの3つの形態ごとの契約数をご報告させていただきます。1点目が自己設置。これは、電気通信事業者において、全て自分の光ファイバとして設置するような形で提供するものでございます。2つ目が接続によるもの。これは、複数の事業者で、それぞれが提供を行う設備に接続させて行うというもので、接続料等についてのルールが決められたものでございます。それから、3つ目の形態が卸役務。これは、一方の事業者からサービス提供を受けて、もう一方の事業者がエンドユーザに提供するという形態でございます。このそれぞれの形態において、地域ごと、都道府県別の契約数についてご報告させていただきます。

②についてでございますけれども、NTTの地域会社、このシェアドアクセスというのは、先ほど8本まで分岐してサービスを提供すると申し上げましたが、この分岐回線がどの程度効率的に使われていて、1世帯当たりで言うとどれぐらい安く提供されているかということについて、指標となる収容率についてご報告させていただきます。

③については、接続料と卸役務の提供条件、その料金水準に関するものでございます。

まず、こちらの一つの前提となります接続料、接続の場合の提供条件についてご説明させていただきます。2ページからでございますけれども、最初に3ページをごらんいただいたほうがいいかもしれません。先ほど申し上げましたシェアドアクセス方式における光ファイバのサービス提供形態、設備の構成状況について図に示してございます。右側に、NTT等の電話局等の設備、局舎がございまして、そこから線が引かれ、途中の局外スプリッタというところで最大8分岐をして、その1つ1つが利用者宅に入っていくという形態になってございます。

この図でお示しした分岐する前の形態、主端末回線と書いてありますけれども、局か

ら分岐する直前までの1本の部分の料金について、2ページにその推移をご紹介してございます。グラフの一番左側、2014年度から示してございますけれども、今般新しく、この答申を受けまして、NTT東日本・西日本からの申請を受けて認可した料金を、2016年度から2019年度について示してございます。最終的に、先ほどごらんいただいた主端末回線1本当たりで2,000円台のところまで引き下げていこうということで申請がされ、認可したところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。先ほどごらんいただいたのは、この主端末回線の接続料の水準でございますけれども、こちらの分岐端末回線で最大8利用者まで分けて提供されますので、ここでたくさん利用者宅に入れば入るほど、主端末回線で見ますと1世帯当たりのコストが下がるわけでございます。

この下のほうに料金の表がございまして、赤く示したのが今申し上げた主端末回線でございます。2,675円と2,679円とございまして、ここを分けて、シェアすることになるわけでございます。

具体的に言うと、左から4つ目のところまでを合計した値が収容数によってどのように変わるかを一番上に示してございます。収容数が1世帯だけだと、NTT東日本で3,323円、西日本で3,413円になりますが、収容数が8まで使われた場合、表の右下になりますが、NTT東日本で982円、NTT西日本だと1,069円ということまで効率的に使われるということになるわけでございます。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。冒頭申し上げました3つの形態、設備を全て自己設置する形態、接続で行う形態、それから卸役務で提供する形態、それぞれがどの程度使われているかを示してございます。

上段が自己設置の形態でございますけれども、NTT地域会社からは約1,250万契約提供されているということでございまして、それに加えて、KDDI、電力系の事業者、ケーブルテレビ系の事業者を合計しますと約400万契約という規模になってございます。

中段が、先ほどご紹介しました、接続料を払って接続している形態でございますけれども、KDDI、ソネットが主たる提供事業者となり、約150万契約となっております。

下段が卸役務、サービスの提供をNTTから受けて、それをエンドユーザに提供する形態でございますが、約300万契約という規模になってございます。

おのおのの形態につきましてご紹介させていただきます。まず全体像でございます。5ページをごらんいただきますと、都道府県別に事業者がどのようなシェアになっているかをご紹介してございます。一番左が北海道でございまして、右側が沖縄県というように各都道府県が並んでございます。青色がNTTの地域会社、オレンジがKDDI、緑色が電力系、紫がケーブルテレビ系の事業者、そして白がその他というふうに色分けしてございます。

これについては各地域ごとに特色がございますので、円グラフで下段にまとめております。こちらをごらんいただきますと、一番左側が北海道・東北・新潟です。2つ目が関東・甲信地方、こちらは2つ似た形態でございますけれども、おおむねNTT地域会社が4分の3強のシェア、それ以外のところはKDDIが大部分とっているという形態になってございます。

その右をごらんいただきますと、東海地方でございます。こちらはかなり色の度合いが異なりますが、緑色になっている電力系がCTCで、これをエンドユーザ向けとしてはKDDIが卸役務の提供を受けて提供していますので、エンドユーザ向けではKDDIということになってございます。それから、紫色のケーブルテレビ系事業者のシェアが大きいというのがごらんいただけるかと思えます。

その隣が北陸でございますが、こちらでもケーブルテレビ系の事業者、KDDI、それぞれの存在感が大きいということでございます。

さらにその右の近畿になりますと様相が大分異なっております。緑色の電力系のシェアが大分大きいという状況になっているかと思えます。

さらにその右の中国、四国、九州・沖縄は、関東、東北や近畿の中間のような形です。NTT、KDDI、電力系、それからケーブルテレビ系事業者が、それぞれのシェアを持っておられるという形になるかと思えます。

6ページから、各設備の設置形態等によってご説明したものでございますけれども、こちらのグラフは自己設置のものを集めたものでございます。

委員限りということで、下側に各事業者ごとの都道府県別契約数を示してございまして、こちらは先ほどの色分けで、青色がNTT地域会社、KDDI、電力系、ケーブルテレビ系の事業者の色分けをしてございますが、各地域によって重点を置いているところがそれぞれごらんいただけるかと思えます。このグラフは自己設置での形態ということでございます。

続きまして、7ページ目をごらんいただきますと、こちらは接続による形態のものでございます。端的に申しますと、多くがKDDIとソネットでございますけれども、KDDIは近畿地方を除く全国でこの形態のサービスの展開をされております。それから、ソネットは関東地方に重点を置いた形で提供されております。委員限りということで、それを色分けしたものを下段にお示ししてございます。

今度は8ページ目をごらんいただきたいと思います。NTTドコモ、ソフトバンクが主になってございますけれども、NTT地域会社のファイバー・トゥ・ザ・ホームのサービスを卸役務として提供を受けて、エンドユーザに提供する形態でございます。全国で約284万ということでございますけれども、ごらんいただいておりますように、北海道や関東地方等で非常に契約数が大きくなっている、西日本に比べてそちらがかなり大きくなっているのがごらんいただけるかと思っております。

その次の9ページ目は、こちらはスライド丸ごと委員限りという扱いにさせていただいております。先ほど8分岐のお話をさせていただきましたが、それについて、各主要事業者の平均収容数を比較したものでございます。NTT地域会社、KDDI、ソネット、それぞれの数値をこちらで挙げてございますが、そのほかに、それ以外の事業者についても、どの程度の収容数で提供されているかをお示ししてございます。

次の10ページ目をごらんいただきたいと思います。こちら委員限りの数値が多いですが、左側がサービス卸での卸料金の金額、右側が、それに対して接続料がどういう水準になっているかを比較したものでございます。それぞれ料金設定の考え方が違いますので、直接比較するのは難しいところがございますけれども、接続料のほうでは、おおむねサービス卸で提供されている設備の形態に即して料金をそれぞれ出して、合計として積み上げてございます。この接続料については、先ほどご説明したNTT地域会社の収容率を前提にして計算した場合の数字でございます。

以上のことから、地域によって、自己設置か、接続か、あるいは卸役務かについての差がございます。加えて、特に接続料の負担金額につきましては、何度も触れましたように収容率によってかなり左右されますので、収容率を効率的に上げることのできる大規模事業者が、どうしても接続を行いやすい。逆に、小規模事業者は行いにくい形になっているのは否めないところでございますが、そういった事実も反映してこのような形態になっていると考えております。

以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。特にございませんか。かなり地域別に競争の違いがあるというご説明だと思いたしますが、よろしゅうございますか。

それでは、次の議事に進ませていただきます。

(3) NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について

○山内部会長　　最後ですけれども、NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況についてでございます。これも総務省側からご説明をお願いいたしたいと思いたします。

○堀内事業政策課企画官　　それでは、資料36-3に基づきまして、「NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について」ご報告いたします。

ご報告に当たり、NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスにつきまして、以後「サービス卸」と称させていただきます。また、本資料中、委員限りとして赤枠で囲っている箇所が複数ございます。お取扱いに当たりましてはご留意いただきますよう、よろしくお願いたします。

2ページをご覧ください。「情報通信審議会への報告の背景」でございます。NTT東日本・西日本は、平成27年2月にサービス卸を開始しました。同月、総務省におきまして「サービス卸ガイドライン」を策定するとともに、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を確保し、一定の透明性を確保する観点で検証等を行うため、NTT東日本・西日本に対し、所要の対応及び報告を要請しました。

昨年5月、サービス卸に関する事後届出制等を導入した改正電気通信事業法が公布され、施行は公布後1年以内とされたところですが、昨年2月に実施しました総務省の要請に基づくNTT東日本・西日本からの報告内容等を整理の上、サービス卸の提供状況及びサービス卸に係る市場動向について、透明性を確保する観点から、改正電気通信事業法の施行前である昨年12月の電気通信事業政策部会におきましてご報告をさせていただきました。

その後、本年3月の電気通信事業報告規則の改正、本年5月の改正電気通信事業法の施行を受けまして、今般、NTT東日本・西日本からの届出及び報告内容等を整理の上、

透明性を確保する観点から、サービス卸の提供状況及びサービス卸に係る市場動向について、改めて報告するものでございます。

なお、改正電気通信事業法に基づき、NTT東日本・西日本の特定関係法人で5万回線以上の卸先事業者、50万回線以上の卸先事業者又はMNOのいずれかに該当する者との契約につきましては、契約書の写しのほか、卸電気通信役務の内容・料金、卸先事業者に支払う金銭等について、本年7月29日に届出を受けました。要件に該当した事業者は4社でございますが、個社名につきましては委員限りでお願いいたします。

3ページをご覧ください。「NTT東西からの卸電気通信役務に係る届出の概要」でございます。電気通信事業法施行規則に基づき、NTT東日本・西日本から届出がなされました。提供卸電気通信役務に関する料金、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等のほか、NTT東日本・西日本及び卸先電気通信事業者の責任に関する事項、また、電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担方法等について、届出がなされたところでございます。

参考資料として、4ページにサービス卸の概要及び5ページに「サービス卸ガイドライン」の概要をお示ししております。昨年同様の内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、NTT東日本・西日本におけるサービス卸の提供状況について、ご報告いたします。

7ページをご覧ください。「サービス卸の提供状況に係る確認について」でございます。サービス卸の提供における公平性につきましては、改正電気通信事業法に基づき、NTT東日本・西日本から届出を受けている卸先事業者4社との契約及びNTT東日本・西日本と届出対象事業者以外の卸先事業者との契約における不当な差別的取扱いの有無等を確認しております。また、適正性につきましては、「サービス卸ガイドライン」に規定された電気通信事業法上問題となり得る行為の有無等を確認しております。それぞれの確認結果につきましては、次ページ以降に示してございます。

8ページをご覧ください。「届出対象事業者との契約における料金その他の提供条件について」でございます。総務省において、NTT東日本・西日本が届出対象の4事業者との間で締結した契約内容を確認したところ、料金その他の提供条件について、金額面や条件面での相違は確認されませんでした。契約内容の概要を一部示しておりますが、個々の内容につきましては委員限りでお願いいたします。

9 ページをご覧ください。「届出対象事業者以外の卸先事業者に対する料金その他の提供条件について」でございます。総務省において、届出がなされた届出対象事業者との契約における料金その他の提供条件に係る概要資料を作成し、希望する届出対象事業者以外の卸先事業者への閲覧を行うことにより、卸先事業者の契約内容の確認を実施いたしました。

閲覧に参加した52社の卸先事業者からは、総務省がNTT東日本・西日本から届出を受けている料金その他の提供条件と比較して、相違があるとの意見はありませんでした。

また、閲覧に際し、サービス卸に関する意見・要望等を聴取したところ、NTT東日本・西日本と卸先事業者との間で利用するシステムや契約手続に関する意見・要望をはじめ、卸料金の水準、開通までのリードタイムやMNOとの競争環境についての意見・要望が寄せられましたが、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われているとの指摘はありませんでした。

10 ページをご覧ください。「NTT東日本・西日本におけるガイドラインを踏まえた対応」でございます。「サービス卸ガイドライン」の遵守状況につきまして、NTT東日本・西日本からは、競争阻害的な料金設定や提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い等の電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実はない旨、また、行政指導で求めている累次の公正競争要件の確保等に違反する事実はない旨の報告を受けております。総務省におきまして、これらの報告内容等を確認するとともに、閲覧に際して卸先事業者からも聴取したところ、現時点においては、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為は直ちには確認されませんでした。

11 ページから13 ページに「サービス卸ガイドライン」の各項目ごとにNTT東日本・西日本の対応状況を確認した内容を記してございます。昨年ご報告させていただいた内容とほぼ同様でございますので、個々の説明は割愛させていただきます。なお、11 ページに記載のある接続料相当額、卸料金、利用者料金につきましては委員限りでお願いいたします。

14 ページをご覧ください。「卸先事業者が提供するサービスの不適切勧誘について」でございます。サービス卸は、卸先事業者を通じてサービスの提供がなされるものであるため、消費者保護の充実を図る観点から、卸先事業者及び卸先契約代理業者が適切に法令を遵守する必要があります。

この点、昨年1月でございますが、サービス卸の開始に当たり、総務省から関係業界団体に対して消費者保護の取組を要請しました。しかしながら、電気通信事業法に規定する説明義務違反等の不適切勧誘が認められ、昨年2月、卸先事業者2社に対し行政指導を実施しましたが、そのうちの1社につきましては再度の不適切勧誘が認められたため、昨年12月に警告を実施するとともに、広く国民一般向けに不適切な電話勧誘に関する注意喚起を実施したところでございます。また、本年2月、国民生活センターからも注意喚起が行われ、当該注意喚起を受け、総務省から関係業界団体に対し、改めて対応を要請したところでございます。

改正電気通信事業法等において消費者保護ルールの充実を図り、今般、総務省において「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」を定めたところでございます。今後、同方針に沿って卸先事業者等の業務の状況等を確認していくこととしております。

続きまして、サービス卸に係る市場動向についてご報告いたします。こちらは、要請に基づくNTT東日本・西日本からの報告内容や電気通信事業報告規則に基づく報告内容等について、本年6月末時点のものとして整理したものでございます。

16ページをご覧ください。「サービス卸の卸契約数・開通数」でございます。NTT東日本・西日本合計の卸契約数は591万であり、NTT東日本・西日本の別で見ますと、NTT東日本は378万、NTT西日本は213万となっております。直近四半期のNTT東日本・西日本合計の卸開通数は134万であり、NTT東日本・西日本の別で見ますと、NTT東日本は79万、NTT西日本は56万となっております。

17ページをご覧ください。「サービス卸の卸開通数」につきまして、新規・転用別に示したものでございます。NTT東日本・西日本合計の累計卸開通数のうち、新規は153万、転用は467万となっております。転用による利用が75%と多くを占めておりますが、新規も徐々に増加してきております。四半期ごとの推移で見ましても、直近四半期のNTT東日本・西日本合計の卸開通数のうち、新規は53万、転用は82万と新規が増えてきている状況です。

18ページをご覧ください。「固定系ブロードバンドサービスの契約数・純増減数」でございます。FTTH、CATVインターネット、DSL及びFWAの合計である固定系ブロードバンドサービスの契約数は3,824万と増加傾向を維持しております。FTTH及びCATVインターネットは純増を維持し、DSLは純減が継続しております。

す。F T T Hの契約数は、伸び率が鈍化してきているものの2, 8 3 4万に増加し、固定系ブロードバンド契約数全体の7 4. 1 %となっております。

1 9 ページをご覧ください。「F T T Hの契約数等」でございます。卸電気通信役務の提供に係るものを含んだ数値となりますが、N T T 東日本・西日本のシェアは6 8. 9 %と減少傾向が続いております。なお、K D D Iのシェアは1 3 %、電力系事業者のシェアは9. 1 %とほぼ横ばいで推移しております。

2 0 ページをご覧ください。「F T T Hの提供形態別契約数」でございます。本年3月に改正した電気通信事業報告規則に基づき、F T T Hの契約数につきましては提供形態別に把握することが可能となりました。自己設置、接続及び卸といった提供形態別の契約数は、「自己設置」が1, 8 4 2万、「接続」が3 9 9万、「卸」が7 9 6万となっております。

2 1 ページをご覧ください。「卸電気通信役務を利用したF T T Hの契約数における事業者シェア」でございます。F T T Hの契約数全体における卸電気通信役務を利用した契約数の割合は2 8. 1 %と増加しております。卸電気通信役務を利用した契約数全体におけるN T T 東日本・西日本のサービス卸の契約数の割合は7 4. 3 %となっており、サービス卸の割合が高まってきております。資料右欄に記載しております各卸元事業者による主な卸先事業者及び契約数等につきましては、委員限りでお願いいたします。

2 2 ページをご覧ください。「F T T H契約数におけるサービス卸の契約数の割合」でございます。F T T Hの契約数全体におけるN T T 東日本・西日本のサービス卸の卸契約数の割合は2 0. 9 %となっております。また、N T T 東日本・西日本のF T T H契約数全体におけるサービス卸の契約数の割合は3 0. 3 %であり、その推移を資料右欄の黄色いグラフで示しております。N T T 東日本・西日本の別に見ますと、N T T 東日本は3 4. 9 %、N T T 西日本は2 4. 5 %と、N T T 東日本の方がN T T 西日本に比してサービス卸の提供割合が高いことがうかがえます。

2 3 ページをご覧ください。「サービス卸の都道府県別卸契約数」でございます。図にお示したとおり、東日本地域での契約数が多く、東高西低の傾向が継続しております。都道府県別のF T T H契約数におけるサービス卸の卸契約数の割合は、東日本地域におきましては東京都を除く全ての道県で2 5 %を超えている一方、西日本地域ではおおむね1 5 %前後となっております。

2 4 ページをご覧ください。「サービス卸の卸契約数シェア」について、グループ

別・事業者形態別に示したものでございます。サービス卸の卸契約数全体におけるNTTグループの卸契約数の割合は4割台で推移し、45.8%となっております。事業者形態別では、MNOの卸契約数の割合が64.1%、次いでISPの卸契約数の割合が27.9%であり、MNOの比率が継続的に高まってきております。

25ページをご覧ください。「サービス卸の卸契約数における事業者形態別シェア」について、これまでの推移をお示したものでございます。サービス卸の開始以降、MNO及びISPの合計は継続して9割超で推移しております。NTT東日本・西日本ともにMNOのシェアが増加傾向で推移し、特にNTT西日本においては従前からMNOのシェアが高く、直近では7割を超している状況です。

26ページをご覧ください。「MNOの卸契約数の純増数等」でございます。直近四半期のサービス卸の卸契約数の純増数のうち、MNOの卸契約数の純増数は89万となっております。サービス卸の卸契約数の純増数におけるMNOの卸契約数の純増数の割合は73.1%であり、傾向的に高まってきている状況が見てとれます。なお、資料に記載しております個社別の数値につきましては、委員限りでお願いいたします。

続きまして、隣接市場と言える携帯電話とISP（固定系）の状況でございます。

27ページをご覧ください。「携帯電話の契約数等」でございます。MVNOへの提供に係るものを含んだ数値となりますが、携帯電話の契約数は1億5,759万と増加傾向を維持している中、NTTドコモ及びKDDIの契約数は純増、ソフトバンクの契約数は純減となっております。NTTドコモ及びKDDIのシェアは微増、ソフトバンクのシェアは微減となっております。NTTドコモ及びソフトバンクにつきましてはサービス卸の卸契約数を伸ばしている一方で、ソフトバンクの携帯電話のシェアは低下傾向にあります。

28ページをご覧ください。「ISP（固定系）の契約数及び事業者シェア」でございます。ISP（固定系）の契約数は4,162万と増加傾向を維持しております。KDDI系、ソフトバンク系及び電力系のシェアは増加傾向を維持し、NTT系のシェアは減少傾向にあります。

29ページをご覧ください。「サービス卸の卸契約数が3万以上の卸先事業者・卸契約数」でございます。詳細は委員限りとさせていただいております。サービス卸の卸契約数が3万以上の卸先事業者は12者ございますが、その卸契約数の合計はサービス卸の卸契約数全体の90%以上を占めている状況です。こちらにつきましては、サービス

卸の開始以降、同様の傾向が継続しております。

30ページをご覧ください。参考資料として「卸先事業者の提供サービス例」をお示ししてございます。個々の説明は割愛させていただきますが、各社とも光回線とモバイル等の他のサービスとのセット販売・セット割引を実施しております。

31ページをご覧ください。「サービス卸の卸先事業者数」でございます。卸先事業者数は、NTT東日本・西日本の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合で447者となっております。サービス卸の開始以降、新たに電気通信事業の届出を行った事業者数は148者でございます。各社の契約数は現状ではまだまだ小さいものの、異業種からの参入が増えてきている状況です。

32ページ及び33ページに「卸先事業者一覧」を参考資料としてお示ししておりますが、説明は割愛させていただきます。

34ページをご覧ください。「サービス卸を活用した新たなサービス例」でございます。さまざまな分野からの参入も進み、徐々にではございますが、新サービスが提供され始めております。異業種から参入した事業者のサービス内容につきまして、総務省においてホームページ等で確認できるものの一例をお示ししております。

最後に、今後の対応についてご説明いたします。

36ページをご覧ください。5点お示してございます。最初の3点につきましては、昨年の報告時にもお示した内容と同様でございます。

総務省においては、引き続き、サービス卸の提供による公正競争環境や固定系ブロードバンド市場と隣接市場との間における影響についても注視してまいります。

その際、F T T H市場については、接続料とサービス卸の料金水準やF T T H市場における「自己設置」、「接続」及び「卸役務」の競争状況に関する検証を実施していくこととします。

サービス卸の提供が進む中、サービス卸の提供条件や要望が寄せられたことを踏まえ、NTT東日本・西日本と卸先事業者との間の事業者間協議を促進するとともに、公正競争の確保等に支障が生じる場合には、迅速に所要の対応に取り組むこととします。

F T T H市場の競争状況や卸先事業者等の業務の状況等については、総務省において既に策定・公表している「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」や「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に沿って分析・検証を行い、法令違反等が疑われる卸先事業者等に対しては、必要な調査、指導等を実施していくこ

ととします。

最後に、サービス卸の提供に係る透明性を確保する観点から、市場動向の分析等と併せて、引き続き、審議会に報告することといたします。

ご報告は以上となります。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

NTT東西の光回線の卸売サービスでありますけれども、これは当部会でいろいろ議論していただいて導入したという経緯がございますけれども、その状況についてでございます。何かご質問。どうぞ、泉本委員。

○泉本委員　　卸契約数が3通り出てきましたので、どれとどれがどのように違うのか、わからなかったのですが、先ほどの資料36-2の4ページのところですと、卸役務型の提供形態というのが右側に約300万契約数と書いてあります。それで、今ご説明いただいた36-3ですと、16ページのところでサービス卸の卸契約数が591万という数字になっていて、20ページになるとFTTHの契約数で卸が796万という3つの数字があり、それぞれ多分範囲が違うのだと思いますが、どこで何を説明しているのかわからなくなりましたので、お願いいたします。

○堀内事業政策課企画官　　まず、資料36-2の4ページでお示した数字につきましては、時点が2016年3月末かつ戸建て向けの契約数となっております。

私の方からご説明いたしました資料36-3で用いている数字につきましては、戸建て向け、集合住宅向けの総計であると同時に、時点が2016年6月末の最新の数値でお示しております。まず、そういった相違があることをご理解いただきたいと思います。

また、資料36-3の20ページでお示した数字について、卸につきましては796万とございます。この卸の796万は、NTT東日本・西日本が提供するサービス卸に加え、他の電気通信事業者が卸電気通信役務として提供しているものの全体を合算したものでございます。NTT東日本・西日本が提供するサービス卸につきましては591万となっております。

○泉本委員　　ありがとうございました。

○山内部会長　　よろしゅうございますか。ほかに何か。

○相田部会長代理　　よろしいですか。

○山内部会長　　どうぞ、相田委員。

○相田部会長代理　　ちょうど今のと関連して、私も、どの用語がどの範囲をやっているのかがなかなかつかみにくかったので、次回からで結構ですので、ここで言っているこの数字にはこの部分が含まれるとかいうような解説を入れていただけるといいかと思いました。

　　ちょっとそれに関連して、携帯電話の契約数と言っているのは、これは回線数と思っ
てよろしいんですか。それとも、1契約で複数回線というような場合はどういうふうに
カウントされているのか。F T T Hは当然、おそらく1回線1契約だと思うんですけど、
携帯電話についてどうなっているのか、ちょっとご説明いただければ。

○堀内事業政策課企画官　　携帯電話の契約数につきましては、1回線1契約でお示し
してございます。

○山内部会長　　資料36-3の27ページの数字を今ご議論しているということですね。
よろしいですか。ほかに何かご質問ございますか。どうぞ。

○石戸委員　　素朴な疑問を2点質問させてください。

　　1点目は、10ページ目で、法律上の問題はないということで良いことだと思うので
すが、N T T東西と他社などの当事者間でトラブルや問題は報告されていないんでしょ
うか。

　　2点目は、14ページで、2度の行政指導があったとありますが、それを繰り返した
先に何らかの処分があるのでしょうかということを教えていただければと思います。

○堀内事業政策課企画官　　1点目、資料36-3の10ページのお話がありました。
先ほどN T T東日本・西日本が卸先事業者に対してどのような料金・提供条件でサービ
ス卸を提供しているのかという点につきまして、企業名は伏せますけれども、個別の4
事業者分の契約書の写し等の届出がなされたことをご説明いたしました。

　　当該届出の内容につきまして、総務省で概要を作成し、該当4事業者以外の卸先事業
者に対して、その卸先事業者とN T T東日本・西日本が交わしている契約内容と届出が
あった4事業者の契約内容との間に相違がないかどうかを確認していただく閲覧を行
いました。

　　その結果、契約内容について相違がなかったことが確認されましたけれども、併せて、
サービス卸に関する要望等がないかということ、閲覧の機会を捉まえてお聞きしまし
た。

　　意見・要望の概要につきましては、資料の9ページにお示ししておりますけれども、

卸先事業者からは、NTT東日本・西日本と卸先事業者が利用する関連システムの操作性や利便性をもっと良くしてほしいといった点や、金額についての言及は避けさせていただけますけれども、サービス卸の提供料金の料金水準がもう少し安くないかといった要望がございましたが、その内容につきまして、法令違反等に直接該当する事実に関する指摘はなかったということでございます。

2点目、2度の行政指導の件でございます。まず、不適切な勧誘等が認められた2事業者に対し、行政指導を実施しました。そのうちの1社につきましては、引き続き不適切勧誘の事実が認められましたので、行政指導という意味におきましては同じですが、警告という形で、より強いトーンでの要請をいたしました。

現状、当該事業者におきましては要請に基づいた取組を一定程度やっておりますので、改めての要請等はしておりません。他方、サービス卸一般につきましては、資料の14ページでご説明いたしましたが、本年2月に、国民生活センターからも全国の消費生活センターにトラブル事例が寄せられているとして注意喚起がなされました。資料14ページの3ポツの米印2番に記載したとおり、国民生活センターの発表資料によりますと、サービス卸が開始されてからの1年間で9,420件の相談が寄せられたということでございます。

サービス卸については、利用者等に直接のタッチポイントを有しているのは卸先事業者や卸先契約代理業者になりますので、卸先事業者・卸先契約代理業者の法令遵守の確保がより求められるものと考えております。

○石戸委員　ありがとうございます。

○山内部長　よろしいですか。ほかに。どうぞ、谷川委員。

○谷川委員　今、ご説明の中で、やはりサービス卸というのはわかりにくいという認識は多少あるんですか。それとも、大体そういうものは消費者に徹底できてきたというふうにお考えでしょうか。

○堀内事業政策課企画官　我々といたしましては、NTT東日本・西日本のみならず、NTT東日本・西日本から卸役務の提供を受けて利用者へサービスを提供している卸先事業者又は卸先契約代理業者に対しても、法令やガイドラインを適切に守ってほしいということを求めています。「サービス卸ガイドライン」におきましては、NTT東日本・西日本に対しましても、契約関係にある全ての卸先事業者に対し、ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること等を求めて

おります。

今後、引き続き、法令やガイドラインが求める取組について、より適切な履行を確保していくことが肝要と考えております。

○山内部会長　よろしゅうございますか。

○谷川委員　その後は、国民生活センターへの苦情は減ってきていると認識しているんですか。

○堀内事業政策課企画官　国民生活センターに関する直近の数値は持ち合わせておりませんが、総務省にも「電気通信消費者相談センター」を設置しており、ICT関係の各種の相談・苦情を受け付けております。残念ながら、サービス卸に限らず、ICT関係の相談・苦情というのはそれなりの数が継続して寄せられているところでございます。我々としても、今後こういった相談・苦情の内容を分析いたしまして、対策を講じていきたいと考えております。

○谷川委員　ありがとうございました。

○山内部会長　よろしゅうございますか。そのほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご発言ないようでございますので、議事は以上ということにさせていただきます。本日の議題は終了とさせていただきます。

閉　　会

○山内部会長　最後に、全体を通じて何かご発言があれば。よろしいですか。

それから、事務局から何かございますでしょうか。

○中村管理室長　特にございません。

○山内部会長　よろしいですか。それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。

次回の日程等につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げたいと思います。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。